



短期ハイイールド・ボンド・ファンド

豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型（豪ドル建て／米ドル建て）

<管理会社・保管会社・管理事務代行会社・名義書換事務代行会社> ミツビシUFJグローバルカस्टディ・エス・エイ

- － ファンド資産の管理運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行います。
- － ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立されました。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定しています。
- － 事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業者を引き受けることです。
- － 平成23年6月末日現在、払込済資本金の額は、37,117,968.52米ドル(約29億円)です。
 (注)米ドルの円貨換算は、平成23年7月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.85円)によります。
- － 平成23年5月末日現在、ケイマン諸島籍の契約型投資信託23本の管理・運用を行っており、その純資産価額の総額は、8,705,694,847.98米ドルです。

<受託会社> CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

- － ファンドの受託業務を行います。

<投資運用会社> UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

- － 投資運用業務を行います。

<日本における販売会社・代行協会員> 株式会社新生銀行

- － 日本における受益証券の販売・買戻業務および代行協会員業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う短期ハイイールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月8日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年8月18日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月24日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

■ファンドの目的

ファンドの投資目的は、元本の保全および資産の流動性に適切に配慮しつつ、魅力的な利回りの達成を目指すことにあります。

■ファンドの特色

投資方針

ファンドは、主として世界の短期ハイイールド債に投資し、また国債、政府機関債、準政府債、国際機関債および転換社債などのその他の債券に対しても投資機会をとらえて投資を行うことにより、その投資目的の達成を追求します。

ファンドは、国債、政府機関債、国際機関債および転換社債に投資する柔軟性を持ちつつ、主として短期ハイイールド債に投資します。ファンドの裏付投資対象の平均デュレーションは、通常3年未満となります。ポートフォリオ内の資産は、主として、米ドル建て、ユーロ建ておよび英ポンド建てです。資産は、ポートフォリオのレベルで豪ドルに対してヘッジが行われます。クラスは、米ドル建てまたは豪ドル建てですが、追加的な為替オーバーレイは行われません。

ファンドは、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ(先物およびオプションを含みますがこれらに限定されません。)に投資を行うことができます。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択、為替ヘッジおよび通貨配分が含まれ、実際の取引および／またはデリバティブを使用して実行することができます。投資運用会社によりとられたデリバティブのエクスポージャーは、ファンドにレバレッジをかけるものであってはなりません。

投資対象

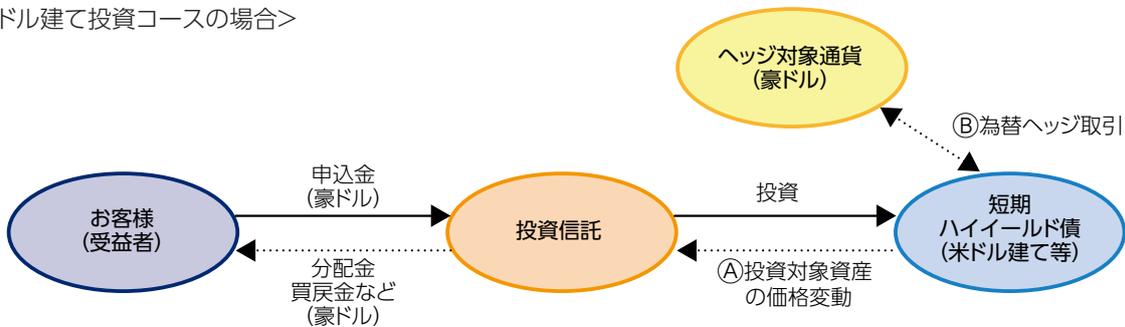
- ファンドが投資することができる証券には、(1)社債、(2)国債、政府機関債および準政府債、(3)国際機関債、(4)転換社債、(5)デリバティブおよび(6)米国証券規則144A/レギュレーションSに従って行われる募集によって販売される証券が含まれます(ただし、これらに限定されません。)
- ファンドは、主として、米ドル、ユーロおよび英ポンド建ての債券に投資することができます。
- ポートフォリオの目標平均格付は、スタンダード・アンド・プアーズ社によるCCC格以上またはムーディーズ社によるCaa2格以上です。両社間で異なる格付を付与されている場合には、その平均をとります。
- 投資対象となる個々の固定利付債は、原則として、購入時において、スタンダード・アンド・プアーズ社によるCCC格以上またはムーディーズ社によるCaa2格以上の格付を付与されていることを要します。これらの格付機関による格付が付与されていない場合、投資運用会社が前記格付と同等と判断する場合には、当該有価証券は、最低の格付要件を充足しているものとみなされます。
- ファンドが目標とする平均デュレーションは、原則として、3年未満に限定されます。

当該時点におけるファンドの純資産総額および市況の動向により、
ファンドの資産が前記のとおり投資されないことがあります。

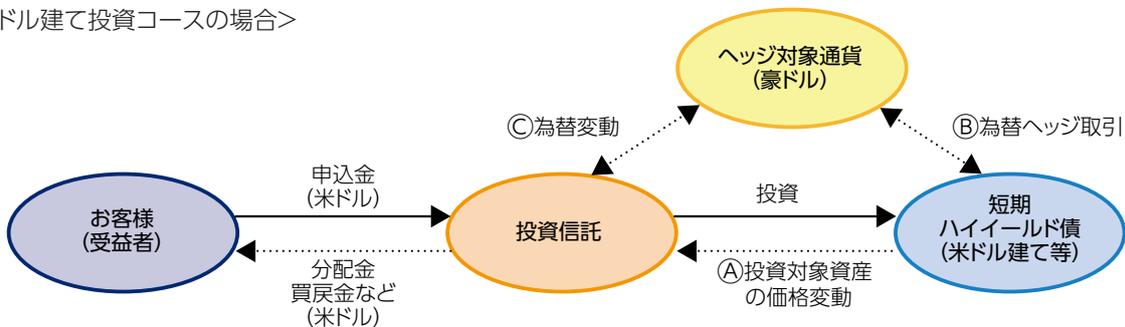
<ファンドの収益のイメージ>

●ファンドは、債券などの投資対象資産に加えて、為替ヘッジ取引を行う投資信託です。

<豪ドル建て投資コースの場合>



<米ドル建て投資コースの場合>



●ファンドの収益源として、主に以下の要素が挙げられます。

収益の源泉		=		(A) 短期ハイイールド債の 利子収入、値上がり/値下がり	+	(B) 為替ヘッジプレミアム/コスト		
豪ドル建ての投資コースの場合	収益を得られるケース	・金利の下落	↑	債券価格の上昇		豪ドルの短期金利 > 米ドル等の短期金利	↑	ヘッジプレミアムの発生
	損失やコストが発生するケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	↓	債券価格の下落		豪ドルの短期金利 < 米ドル等の短期金利	↓	ヘッジコストの発生
収益の源泉		=		(A) 短期ハイイールド債の 利子収入、値上がり/値下がり	+	(B) 為替ヘッジプレミアム/コスト	+	(C) 為替差益/差損
米ドル建ての投資コースの場合	収益を得られるケース	・金利の下落	↑	債券価格の上昇		豪ドルの短期金利 > 米ドル等の短期金利	↑	・米ドルに対して豪ドル高 為替差益の発生
	損失やコストが発生するケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	↓	債券価格の下落		豪ドルの短期金利 < 米ドル等の短期金利	↓	・米ドルに対して豪ドル安 為替差損の発生

※日本円から投資する際には、上記のリスクに加えて以下の為替変動リスクがあります。
 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルまたは米ドル(該当する方)で表示されます。また、ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わずに資産への投資を行います。したがって、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場(特に豪ドルまたは米ドル/円間の相場)の変動の影響を受けます。

留意点

ファンドの受益証券は、クラスA受益証券およびクラスS受益証券の2種類があります(以下、個別にまたは総称して「受益証券」といいます。)。本書の日付現在、クラスA受益証券は、豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース受益証券(以下「豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース」といいます。)、米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース受益証券(以下「米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース」といいます。)、豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型受益証券(以下「豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型」といいます。)および米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型受益証券(以下「米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型」といいます。)の4つのクラス受益証券により構成されています(以下、個別にまたは総称して「クラス受益証券」といいます。)。なお、クラス受益証券を総称する際に「購入通貨選択型」という名称を使用することがあります。日本国内においては、クラスA受益証券のみの募集を行います。

運用体制

管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にファンドの投資運用を委託しています。

運用チームは、ハイイールド専任ポートフォリオマネジャー 4名、ハイイールド専任クレジット・アナリスト 5名、ハイイールド専任ケイパビリティ・マネジャー 1名、グローバル・クレジット・アナリスト・チーム 20名超(平成23年6月末日現在)の体制となっています。

運用にあたっては、クレジットや株式、世界経済動向、定量分析、エマージング債券等の債券セクターなどに関してグローバルに展開するアナリスト等からもたらされる情報や調査・分析も運用戦略策定に活用します。

社内システム、債券運用に関わる各種委員会、コンプライアンスやクライアント・サービスなど他の部門も含めたミーティングを通じて、運用状況や、運用方針に沿った運用がなされているかを継続的、定期的に確認します。

主な投資制限

- ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
- 借入れは、原則として、一時的なものに限り、かつ借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。
- ファンドは、流動性に欠ける資産に対して投資を行いません。
- 一発行会社の有価証券へのファンドの投資総額が、その取得時においてファンドの純資産総額の10%を超える場合、原則として、当該発行会社の発行する有価証券に投資することができません。
- 原則として、一発行会社の発行済債務証券の10%を超えてファンドの資産を投資することができません。
- ファンドの資産は、株式または出資に対して投資されません。

分配方針

- 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型／米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型
管理会社は、その裁量により、投資純益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資産から、平成23年12月21日以降(または、管理会社が決定するこれより後の月以降)、毎月21日(または、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができます。
- 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース／米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
管理会社は、現在、分配を行うことを予定していません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。

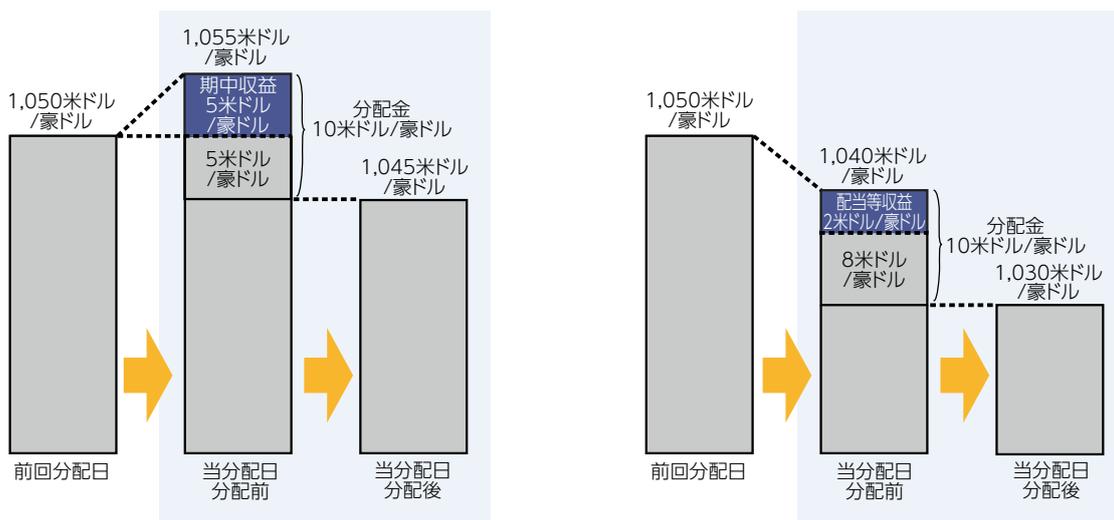
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合) (前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合)



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が購入価額を下回った場合)

(分配金の全部が購入価額を下回った場合)



※分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。ファンドは預貯金と異なります。

ファンドが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

■ 為替変動リスク

(豪ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り/豪ドル買いの為替予約取引)を行うことで、当該コースの参照通貨である豪ドルに対する為替変動リスクを軽減することに努めます。ただし、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

(米ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り/豪ドル買いの為替予約取引)を行います。そのため、当該コースの参照通貨である米ドルに対する豪ドルの為替変動の影響を受け、為替相場が豪ドル安/米ドル高に変動した場合、当該コースの受益証券1口当たり純資産価格が下落することがあります。また、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

■ 金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動します。通常、債券の価格は、金利が下落すれば上昇傾向となり、金利が上昇すれば下落傾向となります。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション = 金利感応度(年で表示)」という指標で表し、デュレーションが大きいほど金利変動による影響を大きく受けます。

■ クレジット・リスク(信用リスク)

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動します。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト(債務不履行)リスク」と言われるものです。デフォルトの公算が大きくなった場合には、証券価格は大きく下落します。

■ 日本円からの投資に付随する為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルまたは米ドル(該当する方)で表示されます。また、ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わずに資産への投資を行います。したがって、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場(特に豪ドルまたは米ドル/円間の相場)の変動の影響を受けます。

■ 市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがあります。証券の価値は、一般に、不利な経済状況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがあります。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがあります。

■ 発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

■ 流動性リスク

ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがあります。

■ デリバティブ・リスク

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク等といった請求目論見書に別途記載される多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがあります。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

■ 通貨の非分散リスク

ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがあります。

■ その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

投資運用会社では、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっています。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっています。コンプライアンスは、すべての業務から独立した体制を敷いています。

運用については、リスクに見合った期待リターンを得られる投資機会の追求を基本とし、ポートフォリオの構築から管理に至るあらゆる段階においてリスク管理を踏まえた運用を行っています。自社開発のリスク分析システムや要因分析を通じて、構成銘柄やポートフォリオ全体のリスク水準をモニタリングしています。

運用実績

ファンドは、平成23年9月15日から運用を開始します。したがって、本書の日付現在、運用実績はありません。

■ 手続

申込単位：①当初申込期間

(平成23年8月24日から同年9月13日まで)
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1,000豪ドル以上100豪ドル単位
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1,000米ドル以上100米ドル単位
 (平成23年9月1日から同年9月13日まで)
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1,000豪ドル以上100豪ドル単位
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1,000米ドル以上100米ドル単位

②継続申込期間

(平成23年9月16日から平成24年8月31日まで)
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1,000豪ドル以上100豪ドル単位
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1,000米ドル以上100米ドル単位
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1,000豪ドル以上100豪ドル単位
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1,000米ドル以上100米ドル単位

申込価格：①当初申込期間

(平成23年8月24日から同年9月13日まで)
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1口当たり100豪ドル
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース : 1口当たり100米ドル
 (平成23年9月1日から同年9月13日まで)
 豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1口当たり100豪ドル
 米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型 : 1口当たり100米ドル

②継続申込期間(平成23年9月16日から平成24年8月31日まで)

管理会社により申込みが受領された営業日における受益証券1口当たり純資産価格

(注)「営業日」とは、12月24日を除く、ニューヨーク、シドニー、メルボルン、ロンドン、ルクセンブルグの銀行営業日、およびニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ日本の公休日でない日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

申込金額は、各クラス受益証券の参照通貨で支払われます。

(注)豪ドル建てのクラス受益証券の参照通貨は豪ドル、米ドル建てのクラス受益証券の参照通貨は米ドルです。

申込代金：投資者は、日本における販売会社に対し、申込みを行った当日、申込金額および申込手数料を支払うものとします。

換金(買戻し)単位：1口以上0.001口単位

換金(買戻し)価格：管理会社により買戻請求が受領された営業日における受益証券1口当たり純資産価格から信託財産留保金(0.3%)を差し引いた金額

換金(買戻し)代金：日本の投資者に対する買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)の定めるところに従って、通常、国内約定日から起算して日本における6営業日目に、日本における販売会社を通じて、各クラス受益証券の参照通貨により行われます。

申込締切時間：日本における販売会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。詳細は、日本における販売会社にお問い合わせください。

申込期間：①当初申込期間

(豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コースおよび米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース)
 平成23年8月24日(水曜日)から平成23年9月13日(火曜日)まで
 (豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型および米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型)
 平成23年9月1日(木曜日)から平成23年9月13日(火曜日)まで

②継続申込期間

平成23年9月16日(金曜日)から平成24年8月31日(金曜日)まで
 ただし、営業日で、かつ日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われます。
 (注1)日本における販売会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。
 詳細は、日本における販売会社にお問い合わせください。
 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

申込不可日：販売会社の営業日であっても、申込日当日が以下のいずれかに該当する場合には、購入および換金(買戻し)の申込みができません。

- ニューヨーク、シドニー、メルボルン、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 12月24日
- 日本の公休日
- 管理会社が決定するその他の日

換金(買戻し)の制限：該当事項はありません。

購入・換金(買戻し) 申込受付の中止および取消し：ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはファンドの受益証券の発行、買戻しおよび／もしくは買戻代金の支払は、管理会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができます。

- (i) 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、またはかかる取引所において取引が制限もしくは停止されている期間
- (ii) 緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- (iii) ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- (iv) いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- (v) 管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他の業務提供者に適用あるマネーロンダリング防止規制を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

信託期間：ファンドは、平成23年9月15日より運用を開始し、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、平成33年9月14日に終了します。ただし、下記「繰上償還」に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除きます。

繰上償還：平成33年9月14日より前において、いずれかの営業日において、ファンドの純資産価額が4,000万米ドル(もしくは相当額)を下回る場合には、受託会社と協議の上、管理会社の裁量により、または受益者集会の特別決議が可決された場合、ファンドは、終了することがあります。また、管理会社は、受託会社の同意を得て、信託証書の規定に従いつつでもファンドを終了することができます。ファンドの終了の場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、すべての発行済受益証券を当該時点の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻します。

ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することができます。

- (i) 受益者の特別決議により可決された場合
- (ii) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのケイマン諸島金融庁(CIMA)による許可が取り消されまたは不利に変更された場合
- (iii) 受託会社と協議の上管理会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- (iv) 受託会社が辞任した後、信託証書第34条に基づき適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

計算期間：ファンドの計算期間は、毎年2月の最終営業日に終了します。なお、第1会計年度は平成24年2月29日に終了します。

収益分配：豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース毎月分配型および米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース毎月分配型につき、管理会社は、その裁量により、投資純益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資産から、平成23年12月21日以降(または、管理会社が決定するこれより後の月以降)、毎月21日(または、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができます。分配金は、分配宣言から起算して4営業日以内に、受益者(日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者が保有する受益証券に関しては、日本における販売会社)に対して支払われます。豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コースおよび米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コースにつき、管理会社は、現在、分配を行うことを予定していません。

信託金の限度額：定めがありません。

運用報告書：管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(毎年2月の最終営業日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。運用報告書は、日本の知れている受益者に送付されます。

課税関係：税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。益金不算入の適用は認められていません。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

その他：受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。

■ 手数料等

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料(申込手数料)	申込金額の 3.15% (税抜3.00%)を上限として日本における販売会社が別途定める料率とします。	
信託財産留保金	買戻代金の 0.3% です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用	純資産総額の 年率1.74% (ただし、最低年間報酬が適用される場合があります。)	
内 訳	(管理報酬、保管報酬、 管理事務代行報酬および 名義書換事務代行報酬)	合計で純資産総額の年率0.13%(四半期毎に後払い)
	(受託報酬)	純資産総額の年率0.01%(四半期毎に後払い) ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとします。
	(投資運用報酬)	純資産総額の年率0.80%(四半期毎に後払い)
	(販売報酬)	クラスA受益証券の純資産総額の年率0.60%(四半期毎に後払い)
	(代行協会員報酬)	クラスA受益証券の純資産総額の年率0.20%(四半期毎に後払い)
その他の費用・手数料	ファンドは、(a)ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金、(b)ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料、(c)管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の合理的な額の実費、(d)代行協会員の合理的な額の実費、(e)受益者の利益のための業務執行中に受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用等の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料および費用等の合計額については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

■ 税金

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配金	所得税および住民税	利子所得として課税 分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して20%
換金(買戻し)時	所得税および住民税	課税されません。

- 上記は、平成23年8月8日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

